



令和6年度 第2回 始良市地域自立支援協議会

日 時 令和7年2月4日（火）午前10時～
場 所 始良市役所本館 1 階 多目的ホール

1 開会

2 委嘱状交付

3 報告事項

- (1) 委員の変更（障害者支援施設 喜びの里 山口委員→豊満委員）
- (2) 会長代理（障害者支援施設 さちかぜ 小門口委員）
- (3) 地域生活支援拠点等事業 登録事業所一覧
- (4) 中核機能強化事業所（放課後等デイサービス）について
- (5) 日中サービス支援型共同生活援助に関する評価について

4 議事

- (1) 各専門部会から
 - ・ 相談支援部会
 - ・ 子ども部会
 - ・ 就労支援部会
 - ・ 精神保健福祉部会
- (2) 始良市地域自立支援協議会の組織（案）について

5 その他

6 閉会

【資料】

- 1 委員名簿
- 2 始良市委託事業所サービス内容一覧（地域生活支援拠点等）
- 3 中核機能強化事業所加算の申請手続きの流れ等について
- 4 日中サービス支援型共同生活援助に関する評価について
- 5 各専門部会活動報告書
- 6 始良市地域自立支援協議会（組織図）・「精神保健福祉部会」の改組（案）

議事

- ・各専門部会から

- ・ 始良市地域自立支援協議会の組織（案）について

- ・ その他

	区分	委員構成	団 体	役 職	氏 名	備 考
1	1 号 委員	障害者関係団体の代表者	始良市身体障害者協議会	会長	竹田 正利	
2			始良市手をつなぐ育成会	副会長	長尾 文磨	
3	2 号 委員	民生委員、児童委員の代表者	始良市民生委員・児童委員協議会連合会	理事	今別府 成美	
4	3 号 委員	地域自治組織の代表者	始良市校区コミュニティ協議会連絡会	会長	野口 治將	
5	4 号 委員	障害者福祉サービス事業所の代表者	地域生活支援事業所アシスト	施設長	樋之口 亮	
6			ウイングプランセンター（相談支援部会 部会長）	地域療育支援室室長	遠矢 昭子	
7			障害者支援施設 喜びの里	施設長	豊満 和正	R7.2.4～
8			サン・ヴィレッジ始良	施設長	山之内 浩子	
9	5 号 委員	関係行政機関の職員	鹿児島県始良・伊佐地域振興局地域保健福祉課	課 長	西牟田 純一	
10			始良市社会福祉協議会	会 長	兼田 勝久	
11	6 号 委員	学識経験を有する者	鹿児島国際大学	名誉教授	蓑毛 良助	
12	7 号 委員	保健、医療機関の関係者	鹿児島県立始良病院地域医療連携室（精神保健福祉部会 部会長）	副地域連携室長	狩元 美奈子	
13	8 号 委員	教育、雇用及び就労に関する機関の関係者	県立加治木特別支援学校	校 長	奥村 さゆり	
14			始良市教育委員会学校教育課	教育部次長兼課長	濱田 津世志	
15			障害福祉サービス事業所セルプあいら（就労支援部会 部会長）	施設長	羽月 賢治	
16	9 号 委員	障害者及び障害児の発達及び療育に関する機関の関係者	障害者支援施設 さちかぜ	管理者	小門口 幸二	
17			児童発達支援センター虹の家（子ども部会 部会長）	施設長	大川 宏	
18	10号 委員	その他市長が必要と認める者	始良市保育協議会	副会長	茶圓 正幸	

始良市委託事業所サービス内容一覧(地域生活支援拠点等)

(50音順) (R6.8.1現在)

	事業所 サービス	電話番号	事業所住所	相談	緊急 入れ時の 対応	体験の 会場機	専門 確保的 人材	地 域の 体制	備 考
1	鹿児島サン・ヴィレッジ始良	0995-66-3990	鹿児島市平松1180番地3	●	●				
2	グループホーム晴町	070-3797-0482	始良市西宮島町5番2		●				
3	グループホーム ヴィライヴ	0995-73-7730	始良市三拾町970番地		●				
4	障害者支援施設 喜びの里	0995-63-5677	始良市加治木町日木山2455番地1		●				
5	生活支援センター さちかぜ	0995-62-3051	始良市西宮島町5番1	●					

事 務 連 絡
令和 6 年 3 月 2 9 日

各 { 都道府県
指定都市
中核市
児童相談所設置市 } 障害児支援主管部(局) 御中

こども家庭庁支援局障害児支援課

中核機能強化事業所加算の申請手続の流れ等について

障害児支援行政の推進につきましては、日頃より御尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

令和 4 年の児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）の改正により、児童発達支援センターが地域における障害児支援の中核的機関として明確化され、本年 4 月に施行を迎えます。また、市町村（特別区を含む。以下同じ。）においては、児童福祉法第 33 条の 20 の規定に基づき、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成 18 年厚生労働省告示第 395 号。以下「基本指針」という。）に即して、市町村障害児福祉計画を定めることとされており、基本指針においては、市町村は、児童発達支援センターの中核的な支援機能を踏まえ、点在する地域資源を重ね合わせた重層的な支援体制を整備することが必要であり、令和 8 年度末までに、児童発達支援センターを各市町村又は各圏域に少なくとも 1 か所以上設置することを基本としているところです。

これを踏まえ、令和 6 年度障害福祉サービス等報酬改定においては、児童発達支援センターの中核機能の発揮を促進する観点から、各市町村において、地域の中核的役割を果たす機関として位置付けられ、専門人材を配置して地域の関係機関と連携した支援の取組を進めるなど、4 つの機能（①幅広い高度な専門性に基づく発達支援・家族支援機能、②地域の障害児支援事業所に対するスーパーバイズ・コンサルテーション機能、③地域のインクルージョン推進の中核機能、④地域の発達支援に関する入口としての相談機能）を発揮する児童発達支援センターについて、その体制や取組に応じて段階的に評価を行う「中核機能強化加算」を創設することとし、その申請手続については、「児童発達支援センターにおける中核機能強化加算の申請手続の流れ等について」（令和 6 年 3 月 21 日こども家庭庁支援局障害児支援課事務連絡）においてお示したところです。

また、「中核機能強化加算」の創設とあわせて、児童発達支援センターが未設置である地域等において、児童発達支援センター以外の事業所が、中核的な役割を担う場合も想定されることから、そのような場合に評価を行う「中核機能強化事業所加算」も創設をしております。

そこで、令和 6 年 4 月以降の本加算に係る申請業務を円滑に進めるに当たって、本加算の具体的な申請手続の流れ等について、下記のとおりお示いたします。

都道府県におかれましては、御了知の上、市町村への周知及び対応をお願いいたします。

(別添資料)

- 別紙 1 中核機能強化事業所加算の申請手続の流れについて
- 別紙 2 地域障害児支援体制中核拠点登録一覧
- 別紙 3 地域障害児支援体制中核拠点登録適合チェックリスト
- 別紙 4 地域障害児支援体制中核拠点登録申請書
- 別紙 5 地域障害児支援体制中核拠点登録通知書

記

1. 中核機能強化事業所加算の創設について

改正児童福祉法の施行により、令和 6 年 4 月以降、児童発達支援センターは地域における障害児支援の中核的な役割を担う機関であることが法的にも明確になることにより、令和 6 年度障害福祉サービス等報酬改定において、児童発達支援センターの中核機能の発揮を促進する観点から、「中核機能強化加算」を創設した。

これとあわせて、児童発達支援センターが未設置である地域等において、児童発達支援センター以外の児童発達支援事業所又は放課後等デイサービス（以下単に「事業所」という。）が、中核的な役割を担う場合に評価を行う「中核機能強化事業所加算」を創設した。

本加算は、こどもと家族に対する支援の充実とあわせて、地域全体の障害児支援体制の充実強化を図るため、市町村が地域の障害児支援の中核拠点として位置付ける事業所（以下「中核機能強化事業所」という。）において、専門人材を配置して、自治体や地域の障害児支援事業所・保育所等を含む関係機関等との連携体制を確保しながら、こどもと家族に対する専門的な支援・包括的な支援の提供に取り組んだ場合に報酬上の評価を行うものである。主な要件は以下のとおり。

(1) 中核機能強化事業所加算の主な要件

- ① 所在する市町村により中核的な役割を果たす事業所として位置付けられていること
- ② 市町村及び地域の関係機関との連携体制を確保していること（市町村との定期的な情報共有、地域の協議会への参加等）
- ③ 専門的な発達支援及び家族支援の提供体制を確保していること
- ④ 地域の障害児通所支援事業所との連携、インクルージョンの推進、早期の相談支援等の中核的な役割を果たす機能を有していること
- ⑤ 地域の障害児支援体制の状況及び上記の体制確保等に関する取組の実施状況を 1 年に 1 回以上公表していること
- ⑥ 自己評価の項目について、外部の者による評価を概ね 1 年に 1 回以上受けていること
- ⑦ 主として上記の体制の確保等に関する取組を実施する者（※ 1）として、常勤専任で 1 以上加配していること（※ 2）

（※ 1） 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、心理担当職員、保育士、児童指導員で、資格取得・任用後、障害児通所支援等業務に 5 年以上従事した

者に限る。

- (※ 2) 支援を提供する時間帯は事業所で支援に当たることを基本としつつ、支援の質を担保する体制を確保した上で、地域支援にあたることを可とする(ただし、保育所等訪問支援の訪問支援員との兼務は不可)。

2. 中核機能強化事業所加算の算定について

中核機能強化事業所加算の算定に当たっては、事業所の所在する市町村が、当該事業所を地域の中核的役割を果たす機関であると位置づけることが要件となっていることから、本加算の申請及び算定については、事業所のみの判断でなされるものではない。

そのため、市町村においては、管内における児童発達支援センターの設置状況、その他地域の支援ニーズ及び地域資源の状況等を考慮し、管内に中核機能強化事業所が必要か否かを検討すること。

また、以下に中核機能強化事業所への位置付けが想定される例について示すので参考にされたい。なお、この内容に該当する場合のみを対象とする趣旨ではないことに留意すること。

(1) 児童発達支援センターが設置されている場合

- ・ 人口規模が大きい場合（特に児童人口規模が大きい場合）や広域である場合等により、設置されている児童発達支援センターだけでは支援体制の確保が不十分であると市町村が判断し、児童発達支援センターを中核拠点としながら、あわせて中核機能強化事業所をランチとして位置付ける等、児童発達支援センターと中核機能強化事業所が、日常的な連携体制を構築することにより、地域の支援体制を整備する場合。
- ・ 児童発達支援センターの支援体制を踏まえた上で、難聴児、重症心身障害児、肢体不自由児等、それぞれの障害種別に対する専門性や、学齢期に強みを有する放課後等デイサービス等、児童発達支援センターの有する機能と、それぞれの事業所が有する機能を生かした連携体制を構築することにより、地域全体で支援体制を整備する場合。
- ・ 既に、地域において市町村や児童発達支援センターと連携を図りながら中心的な役割を担っている事業所があり、引き続き連携を図る必要があると市町村が判断する場合（これまでの取組から、中核機能強化事業所としての役割を果たすことが可能であると期待される場合）。 等

(2) 児童発達支援センターが設置されていない場合

- ・ 地域の中で1又は複数事業所で協同して、専門性や地域支援機能を発揮するとともに、障害児支援、母子保健施策や子育て支援施策等の関係機関と連携体制を構築して、地域の支援体制を整備する場合
- ・ 難聴児、重症心身障害児、肢体不自由児等、それぞれの障害種別に対する専門性や、学齢期に強みを有する放課後等デイサービス等、それぞれの事業所が有する強みを生かし、事業所間で連携しながら、地域全体で幅広い障害特性に対応する支援体制を整備する場合。 等

3. 市町村における事務手続について

中核機能強化事業所加算の算定に係る申請手続の流れについては、別紙1「中核機能強化事業所加算の申請手続の流れ」のとおりである。

本加算の算定に当たっては、市町村が、管内の事業所と連携を図りながら、手続を進めることが必要となる。

市町村におかれては、以下の①から⑤までの流れに沿って、ご対応いただきたい。

① 中核機能強化事業所の要否及び選定についての検討

管内の児童発達支援センターの設置状況及び支援体制の状況、また、地域の支援ニーズや地域資源等の状況も踏まえ、中核機能強化事業所を地域に位置づける必要性について検討を行うこと。検討に当たっては、透明性を確保する観点から、市町村と事業所間だけで検討等が行われるのではなく、(自立支援)協議会やその他関係者が参加する会議等において検討されることが望ましい。

その結果、中核機能強化事業所が必要であると判断した場合には、候補となる事業所の選定について、検討を行うこと。また、市町村に児童発達支援センターが設置されていない場合には、圏域等での支援体制の整備も想定されることから、必要に応じて都道府県や近隣市町村に相談し、検討をしていくことも考えられる。

なお、中核機能強化事業所の選定に当たっては、当該事業所の提供する支援について、市町村が十分に把握できていることが必要であることから、以下の点も参考に選定をされたい。

- ・ 自立支援協議会(こどもの専門部会を含む。)やその他障害福祉やこども関連の会議等に参画している事業所
- ・ 地域障害児支援体制強化事業、障害等療育支援事業等、自治体から事業の受託をしている実績がある事業所
- ・ 既に市町村との連携の下で、地域の中核的な役割を担っていると市町村が判断する事業所 等

② 候補となる事業所の支援体制の状況等の把握

候補となる事業所に対して、本加算の趣旨や要件、中核機能強化事業所として当該地域で求められる役割等について説明し、登録の打診を行う。

当該事業所が、本加算の算定に同意する場合には、当該事業所に対し、別紙 3「地域障害児支援体制中核拠点登録適合チェックリスト」（以下「チェックリスト」という。）の提出と併せて、別紙 4「地域障害児支援体制中核拠点登録申請書」（以下「登録申請書」という。）及び要件の確認に必要な添付書類の提出を求めること。添付書類については、チェックリストに活用が考えられる資料を記載しているので参照されたい。提出された登録申請書等の内容を確認し、支援体制の状況等の把握を行うこと。

（提出が必要な書類）

- ・ チェックリスト
- ・ 登録申請書
- ・ 添付書類

③ 適合状況の確認

②で提出された登録申請書等の内容を確認し、地域における障害児支援の中核機能強化事業所として適合するか否か確認を行うこと。

疑義等が生じた場合には、直接、申請者となる当該事業所に聴き取りをする等により確認を行うこと。

④ 登録

③で地域における障害児支援の中核機能強化事業所として適合することが確認できた場合は、別紙 2「地域障害児支援体制中核拠点登録一覧」（以下「中核拠点登録一覧」という。）をご活用いただき登録を行うこと。

⑤ 地域障害児支援体制中核拠点登録通知書及び中核拠点登録一覧の交付

申請者となる中核機能強化事業所（以下「加算対象事業所」という。）に対し、別紙 5「地域障害児支援体制中核拠点登録通知書」（以下「登録通知書」という。）及び中核拠点登録一覧を交付し、登録する旨、当該加算対象事業所に対して周知すること。

中核拠点登録一覧については、管内における中核機能強化加算の要件に適合する全ての児童発達支援センター及び本加算の要件に適合する全ての加算対象事業所を掲載するものとし、登録された全ての事業所が、他の加算対象事業所の状況も把握できるようにすること。

なお、加算対象事業所となる各事業所の情報について、地域の障害児通所支援事業所等にも周知をすること。この場合、市町村のホームページ等を活用し、中核拠点登録一覧を公表するような方法も考えられる。

⑥ 中核拠点登録一覧の都道府県への提出

基準適合の届出（以下「加算届」という。）の審査のため、及び都道府県と連携を図りながら支援体制の整備を進めていく観点から、市町村（指定都市、中核市及び児童相談所設置市を含む。）は、中核拠点登録一覧を都道府県に提出すること。

以上が一連の流れとなるが、手続完了後も、市町村においては、中核拠点登録一覧に登録された加算対象事業所との日常的な連携に努めること。

4. 都道府県における事務手続について

都道府県においては、加算届の審査を行うに当たり、市町村から提出された中核拠点登録一覧と、加算対象事業所から、加算届に加えて提出された登録通知書の情報に相違がないか確認を行うこと。

また、都道府県においては、市町村から提出された中核拠点登録一覧を集約し、都道府県内の支援体制の状況等を把握し、今後、市町村と連携を図る際に活用をすること。

5. 事業所における申請手続について

事業所においては、市町村より中核機能強化事業所としての打診を受けた場合には、本事務連絡の内容を御了知いただき、チェックリストにより、本加算の要件への適合の可否について確認をすること。

要件に適合し、本加算を算定する場合には、以下の3つの書類を市町村に提出すること。その際には、事前に、市町村に対し、中核機能強化事業所としての登録申請を行う意向があること等について伝えておくこと。

（提出書類）

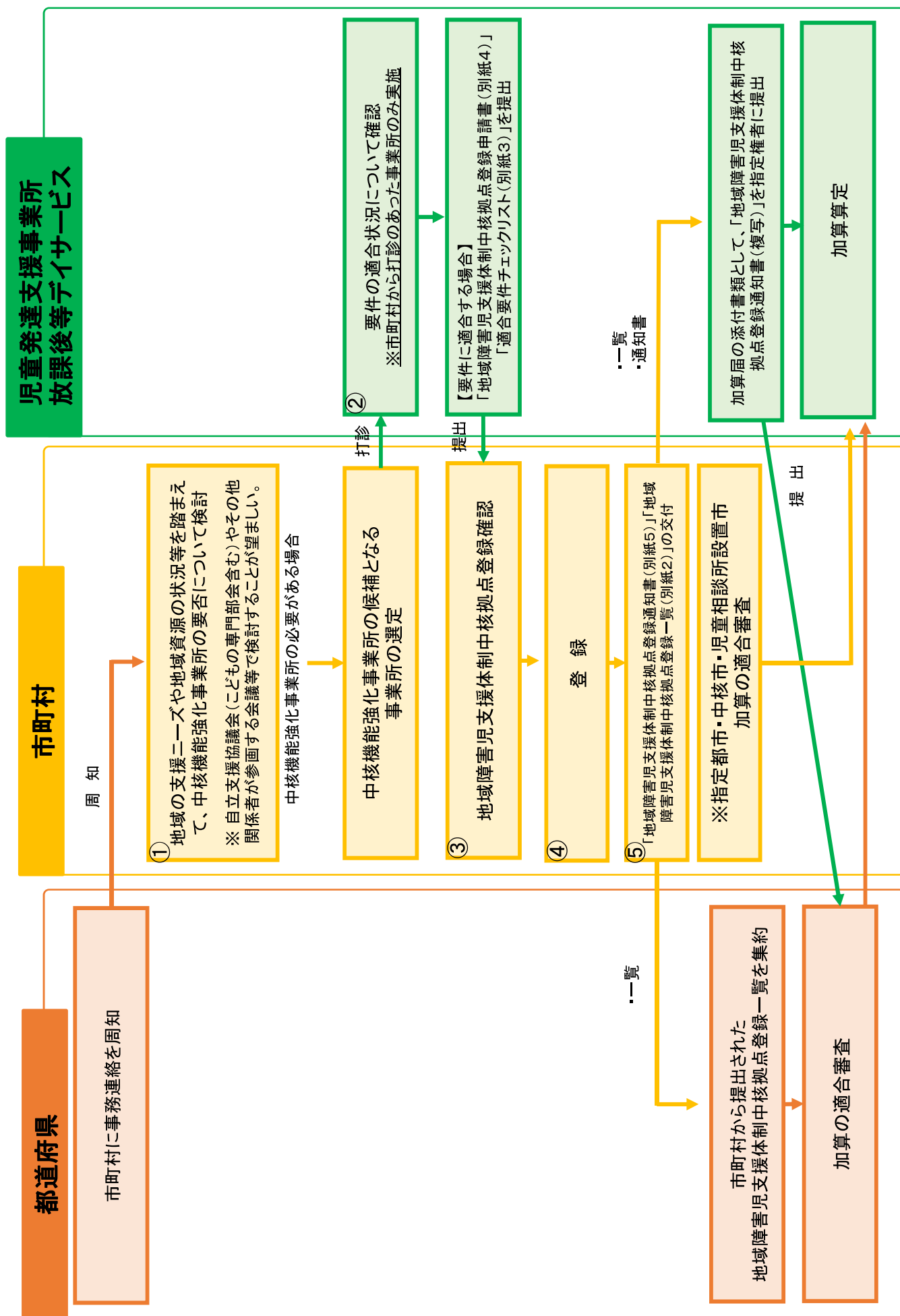
- ・ チェックリスト
- ・ 登録申請書
- ・ 添付書類

なお、市町村に対する本申請手続については、中核拠点登録一覧への登録についての申請であるため、この手続だけでは本加算の算定が可能になるものではない。本加算の算定に当たっては、都道府県等に対し、他の加算と同様、加算届を提出すること。その際、加算届とあわせて、登録通知書を提出すること。

6. その他

加算対象事業所が、地域障害児支援体制強化事業を行うことは差し支えないが、本加算で配置する従業者と、当該事業で配置する従業者は異なる者でなければならないことに留意すること。

以上



日中サービス支援型共同生活援助に関する評価について

【目的】

平成30年4月の障害者総合支援法の改正により創設された「日中サービス支援型共同生活援助（グループホーム）」は、障がい者の重度化・高齢化に対応するために創設された新たなサービスです。

事業者は、当該事業所を地域に開かれたサービスとすることにより、当該サービスの質の確保を図る観点から、地方公共団体が設置する協議会等に対し、定期的に（年1回以上）事業の実施状況等を報告し、評価を受けるとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならないと基準省令（下記参照）において定められており、評価の機会を設けた次第です。

【基準省令】

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準

第五節 日中サービス支援型指定共同生活援助の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準

（地域との連携等）

第二百十三条の十 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、日中サービス支援型指定共同生活援助の提供に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図らなければならない。

2 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、日中サービス支援型指定共同生活援助の提供に当たっては、地域連携推進会議を開催し、おおむね一年に一回以上、地域連携推進会議において、事業の運営に係る状況を報告するとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

3 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、地域連携推進会議の開催のほか、おおむね一年に一回以上、当該地域連携推進会議の構成員が日中サービス支援型指定共同生活援助事業所を見学する機会を設けなければならない。

4 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、第二項の報告、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。

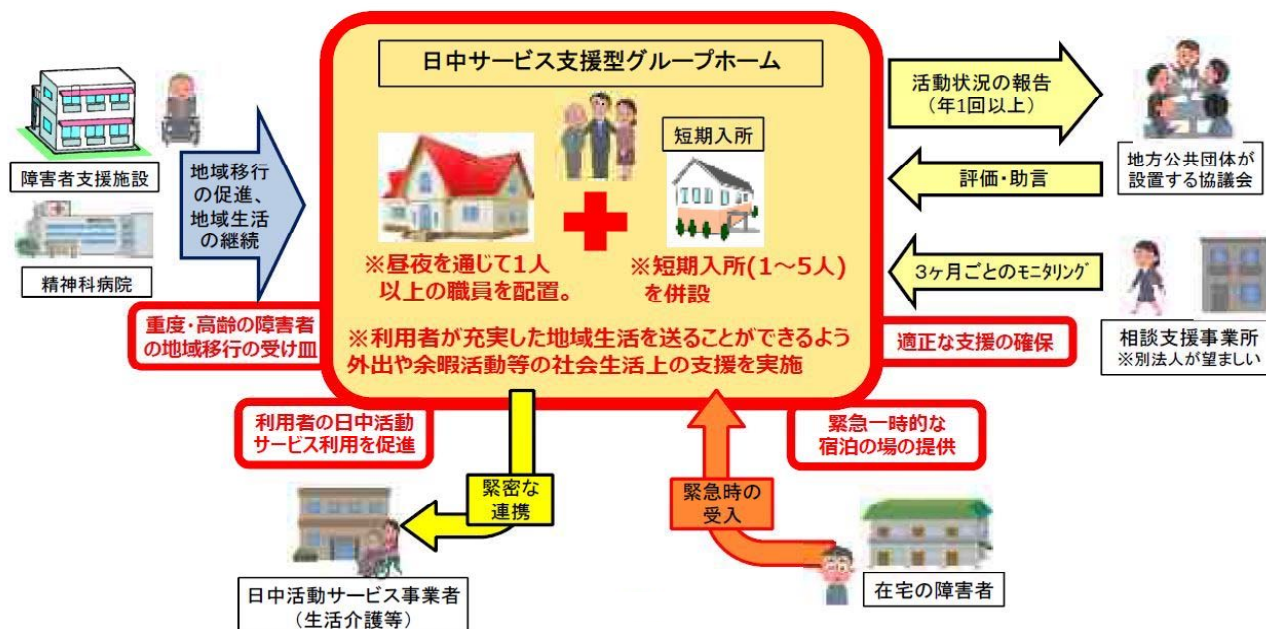
5 前三項の規定は、日中サービス支援型指定共同生活援助事業者がその提供する日中サービス支援型指定共同生活援助の質に係る外部の者による評価及び当該評価の実施状況の公表又はこれに準ずる措置として都道府県知事が定めるもの（次項に規定するものを除く。）を講じている場合には、適用しない。

6 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、法第八十九条の三第一項に規定する協議会その他都道府県知事がこれに準ずるものとして特に認めるもの（以下「協議会等」という。）に対して定期的に日中サービス支援型指定共同生活援助の事業の実施状況及び第二項の報告、要望、助言等の内容又は前項の評価の結果等を報告し、協議会等による評価を受けるとともに、協議会等から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

7 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、前項の協議会等における報告、評価、要望、助言等についての記録を整備しなければならない。

地域生活支援の中核的な役割を担う日中サービス支援型グループホームの創設

平成30年度障害福祉サービス等報酬改定により創設される「日中サービス支援型グループホーム」は、障害者の重度化・高齢化に対応するために創設された共同生活援助の新たな類型であり、短期入所を併設し地域で生活する障害者の緊急一時的な宿泊の場を提供することとしており、施設等からの地域移行の促進及び地域生活の継続等、地域生活支援の中核的な役割を担うことが期待される。



グループホーム3類型の比較

介護サービス包括型		日中サービス支援型	外部サービス利用型	
定 員	・定員 新築建物は10名以下 既存建物は20名以下 (都道府県知事が特に必要と認める場合は30名以下) ・共同生活住居 原則2～10名	・定員 20名以下＋短期入所1～5名 (都道府県知事が特に必要と認める場合は30名以下) ・共同生活住居 2～10名	・定員 新築建物は10名以下 既存建物は20名以下 (都道府県知事が特に必要と認める場合は30名以下) ・共同生活住居 原則2～10名	
住 居	・住宅地又は住宅地と同程度に利用者の家族や地域住民との交流の機会が確保される地域にあり、かつ入所施設又は病院の敷地外にあること。			
設 備	・共同生活住居は、1以上のユニットを有すること。 ・ユニットの居室面積：収納設備等を除き、7.43平方メートル以上を確保すること。			
人員基準等	管理者	常勤で、かつ、原則として管理業務に従事するもの		
	サービス管理責任者	・利用者数が30人以下：1人以上 ・利用者数が31人以上：1人に、利用者数が30人を超えて30又はその端数を増すごとに1人を加えて得た数以上		
	世話人	6：1以上（報酬上は4：1～6：1）	5：1以上 (報酬上は3：1～5：1)	6：1以上 ※平成26年4月1日において現存する事業所は当面の間、10：1 (報酬上は4：1～6：1、10：1)
	生活支援員	障害支援区分に応じ（区分6）2、5：1～（区分3）9：1以上		なし(介護の提供は受託居宅介護事業所が行う)
	夜間支援	なし (夜勤や宿直の配置、常時の連絡体制を確保している場合は加算で評価)	1名以上の夜勤職員の配置が必要 (加配した場合は加算で評価)	なし (夜勤や宿直の配置、常時の連絡体制を確保している場合は加算で評価)
	日中支援	なし (日中に支援を行った場合に加算で評価)	1名以上の職員の配置が必要	なし (日中に支援を行った場合に加算で評価)
	個人単位ヘルパー利用 (R6.3.31までの経過措置)	以下の要件を満たす場合に利用が可能。 (1)障害支援区分4以上、かつ、重度訪問介護、同行援護又は行動援護の対象者 (2)障害支援区分4以上、かつ、次の①及び②の要件をいずれも満たす者 ① 個別支援計画にホームヘルプサービスの利用が位置付けられていること。 ② ホームヘルプサービス利用について市町村が必要と認めること。		なし
報 酬	世話人の配置及び支援区分に応じて 667単位／日～170単位／日 ※各種加算あり	世話人の配置及び支援区分に応じて 1,105単位／日～252単位／日 (日中共同生活住居以外で過ごす場合の報酬もあり) ※各種加算あり	世話人の配置に応じて 243単位／日～114単位／日 (区分2以上の者は受託居宅介護サービス費を算定可) ※各種加算あり	
事業者数 (令和3年4月国保連データ)	8,670事業所	348事業所	1,301事業所	
利用者数 (令和3年4月国保連データ)	124,291人	4,708人	15,571人	

日中サービス支援型共同生活援助事業者の評価等に関する実施要綱に基づく評価の流れについて（現行）

評価は、年（年度）に1回、評価を実施する前年度の事業内容について実施します。（新設事業所は、開設後1年以内の評価となります。）

① 事業所は、毎年度5月末までに、評価シートによる評価を実施し、自立支援協議会事務局（長寿・障害福祉課）に提出します。

② 事務局は、直近で開催される、自立支援協議会において、評価の機会を設定。

<評価の実施状況>

年月日	令和5年8月	令和6年7月30日	令和7年1月
評価会名等	令和5年度 日中サービス支援型 共同生活援助の事業評価	令和6年度 日中サービス支援型 共同生活援助の事業評価	新規開設予定の日中サービス 支援型共同生活援助の指定申 請時評価
評価方法	書面実施 （台風接近のため）	評価会開催 （評価シート、事業者担当 者による口頭説明）	書面実施
対象事業者	グループホーム晴町	グループホーム晴町 Re-Lief 始良 障がい者グループホームきら星	ラヴィータ加治木
評価委員	蓑毛会長、樋之口委員、 野口委員、西牟田委員	樋之口会長、遠矢委員、 野口委員、西牟田委員	樋之口会長、遠矢委員、 野口委員、西牟田委員
評価結果等	指摘事項なし	指摘事項なし	指摘事項なし

○始良市日中サービス支援型共同生活援助事業者の評価等に関する実施要綱

令和5年3月30日告示第115号

始良市日中サービス支援型共同生活援助事業者の評価等に関する実施要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号）第213条の10に基づく日中サービス支援型共同生活援助事業者（以下「事業者」という。）における始良市地域自立支援協議会（以下「協議会」という。）への報告、協議会からの評価等について、必要な事項を定めるものとする。

(評価等の実施方法)

第2条 事業者は、年に1回以上、協議会に対し、当該事業の実施状況等を報告し、協議会から評価を受けるとともに、必要な要望、助言等を聴かなければならない。この場合において、新規指定後の報告は1年以内とし、以後の報告は1年ごととする。

2 事業者は、協議会が別に定める期日までに、日中サービス支援型共同生活援助の報告・評価シートに必要事項を記入し、当該協議会へ提出しなければならない。

3 事業者は、必要に応じて協議会への当該事業の実施状況等について説明を行うものとする。

4 事業者は、協議会における評価、助言、要望等を尊重し、当該事業における質の向上に努めるものとする。

(評価等の結果報告等)

第3条 協議会は、事業者から前条第2項に基づく関係書類が提出された際は、速やかに内容を審査の上、当該事業者の評価を行うものとする。

2 協議会は、必要に応じて事業者に対し、追加の説明、報告等を求めることができる。

(記録の保管等)

第4条 前2条に規定する協議会における評価を受けた事業者は、その報告内容及びそれに対する評価、助言、要望等についての記録を整備し、評価を受けた日から5年間保管しなければならない。

2 事業者は、個人情報の保護に留意しつつ、サービス提供記録、事業の運営状況等を積極的に公表するものとする。

(その他)

第5条 この告示に定めるもののほか、日中サービス支援型共同生活援助における協議会への報告、協議会からの評価等の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和5年4月1日から施行する。

(始良市地域自立支援協議会要綱の一部改正)

2 始良市地域自立支援協議会要綱（平成25年始良市告示第408号）の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

相談支援部会 活動報告

令和7年2月4日

令和6年度第2回始良市地域自立支援協議会

1 部会開催状況（R6年度第1回始良市地域自立支援協議会（7/30）以降）

	開催日	時間	協議事項
1	令和6年 9月11日（水）	15：00～17：00	子ども部会とのコラボ企画 「子どもに関する社会保障制度についての勉強会」
2	令和6年 11月26日（火）	15：30～17：00	就労支援部会とのコラボ企画 「事業所による取組等の事例発表」
3	令和7年 1月27日（火）	14：00～16：00	始良市地域自立支援協議会3専門部会合同 研修会 「精神症状の理解と連携」
4	令和7年 1月31日（金）	15：30～17：00	相談支援部会 ワーキンググループ研修 「相談支援の基本姿勢」

2 部会から見てきた始良市の課題

(1) 福祉人材確保への取り組み

居宅介護事業所間の連携や情報交換ができるよう、昨年度から仕組み作りをしている。

居宅介護以外にもグループホームなど事業所間の連携や情報交換の仕組みが必要なのではないか。

(2) 教育機関と福祉事業所との連携

現在、連携方法や連絡手順等について現状の把握調査をしている段階。

今後もより良い連携の手段について検討を継続していく。

(3) 就労移行支援事業所や地域活動支援センターⅡ型、Ⅲ型など始良市にはないサービスがある。

3 今後の予定

(1) 昨年度実施した他部会とのコラボでの研修や取り組みは、広い範囲での学びを得ることができた。今後も各部会と連携していきたい。

(2) 教育機関の連携は課題が残っており、今後3月4月の卒園入学の時期に向け準備をしている。今後は相談支援部会として連携の在り方、方針を決定していきたい。

(3) 相談業務全般のマネジメント、支援困難ケースへの対応、社会資源の開発・連携や地域住民への啓蒙活度を通じた地域社会への働きかけ等を行う主任相談支援専門員が始良には6名いる。今後は主任相談支援専門員の会議を定期的に行い、スーパーバイスや人材育成、地域課題への対応をしていきたい。

子ども部会 活動報告

令和7年2月4日

令和6年度第2回始良市地域自立支援協議会

1 部会開催状況（R6年度第1回始良市地域自立支援協議会（7/30）以降）

	開催日	時間	協議事項
1	令和6年 9月11日(水)	15:00 ～16:30	第2回相談支援部会 1 子ども部会とのコラボ企画 「子どもに関する社会保障制度勉強会」 市関係部署担当者
2	令和6年 9月24日(火)	10:00 ～12:00	第3回子ども部会 1 報告(自立支援協議会全体会) 2 講話「権利擁護と私たちの仕事」 鹿児島サン・ヴィレッジ始良 講話「本人・保護者支援と連携」 生活支援センターさちかぜ
3	令和6年 9月25日(水)	10:00 ～12:00	第1回グループ会議 「支援プログラム作成等について」 1 講話、2 グループワーク 3 全体共有 地域生活支援センターあさひが丘
4	令和6年 11月20日(水)	10:00 ～11:30	第4回子ども部会 1 グループ会議報告、遊び場調査報告 2 「ちるどんを知る」視察研修
5	令和7年 1月11日(土)	13:30 ～15:30	子ども部会研修会 「障がい児(者)福祉の現状」 1 市における障がい者福祉の現状報告 2 取組発表：児童発達支援センター虹の家 3 グループ討議 4 研修報告：市基幹相談支援センター
6	令和7年 1月17日(金)	13:00 ～14:00	保育所等訪問支援グループ会議 「学校アンケートから見る実態と課題」

2 部会から見てきた始良市の課題

- (1) 支援プログラムは2月末日公表となっているが、グループ会議では研修会を開催したが、市障害福祉課等の公的機関の研修等でも指導してほしい。
- (2) 市「ちるどん」は多額公費で完成したが、利用制限があり、地域における施設等活用が検討されてほしい。
- (3) 学校アンケートから、療育施設についての学校側の理解促進に向けて、市教委が中立となり研修等で理解を深める機会を設定してほしい。
- (4) 子ども部会と下部組織グループ会議の連動が難しい。

3 今後の予定

開催日	時間	協議事項
令和7年 2月26日(水)	10:00 ～12:00	第2回グループ会議 1 講話「薩摩川内市における取組」 子ども発達支援センターつくし園 2 グループ討議
令和7年 3月19日(水)	10:00 ～12:00	第5回子ども部会 今年度の活動まとめ、次年度に向けて

就労支援部会 活動報告

令和7年2月4日

令和6年度第2回始良市地域自立支援協議会

1 部会開催状況（R6年度第1回始良市地域自立支援協議会（7/30）以降）

	開催日	時 間	協議事項
1	令和6年 11月26日（火）	15:30～17:00	○相談支援部会とのコラボ部会 ◇事例発表（2事業所） ・アシスト アポロかじき 「「必要なこと」を途切れさせない相談支援」 ・サンテリア愛ら 「自己肯定感の低い利用者へのアプローチ」

（ワーキンググループ）

開催日	内 容
2/21	・令和6年度サービス報酬改定について
3/27	・令和6年度サービス報酬改定について
4/24	・令和6年度サービス報酬改定について
5/15	・開催中止
6/19	・開催中止
7/24	・イオンタウン始良におけるイベント開催について ・今年度のワーキンググループの議題の抽出
8/21	・イオンタウン始良におけるイベント開催内容について
9/25	・イオンタウン始良におけるイベント開催内容について
10/23	・イオンタウン始良におけるイベント開催内容について
11月以降	開催していない
・今後、事業所見学やBCPの進め方の共有等の議題を想定している。	

（研修会）

開催日	内 容
1/27	・3専門部会合同研修会 「精神症状の理解と連携」

（イベント）

開催日	内 容
11/16・17	・障がい者就労支援普及イベント「びい すまいるマルシェ 2024」の開催

2 部会から見てきた課題

- (1) 障害の多様化に対応する支援の在り方。
- (2) 工賃向上に向けての取り組み。
- (3) 一般就労移行に向けた各事業所の取り組み。

3 今後の予定

- (1) 部会（2/28）
- (2) ワーキンググループ（毎月第3水曜日）

精神保健福祉部会 活動報告

令和7年2月4日

令和6年度第2回始良市地域自立支援協議会

1 部会開催状況（R6年度第1回始良市地域自立支援協議会（7/30）以降）

	開催日	時間	協議事項
1	令和6年 9月25日（水）	15：00 ～ 16：20	・事例検討 ・連絡ツールについての検討 ・研修会について
2	令和7年 1月27日（月）	14：00 ～ 16：00	3 専門部会合同研修会 ・講話「精神症状の理解と連携」 講師：県立始良病院 医師 ・意見交換

2 部会から見てきた始良市の課題

令和5年度に引き続き、地域共生社会の実現に向けた「精神障害者にも対応した地域包括ケアシステム」に関する普及啓発を行うこと、地域移行を推進する上での他の専門部会との連携を図ることの課題について引き続き取り組む必要がある。

高齢化が進む中で障害者の高齢化や認知症の相談が増えている。身体科と精神科との連携、介護保険と障害福祉との連携がさらに必要になっているが、スムーズな情報共有やつなぐための仕組みが整わない状況である。

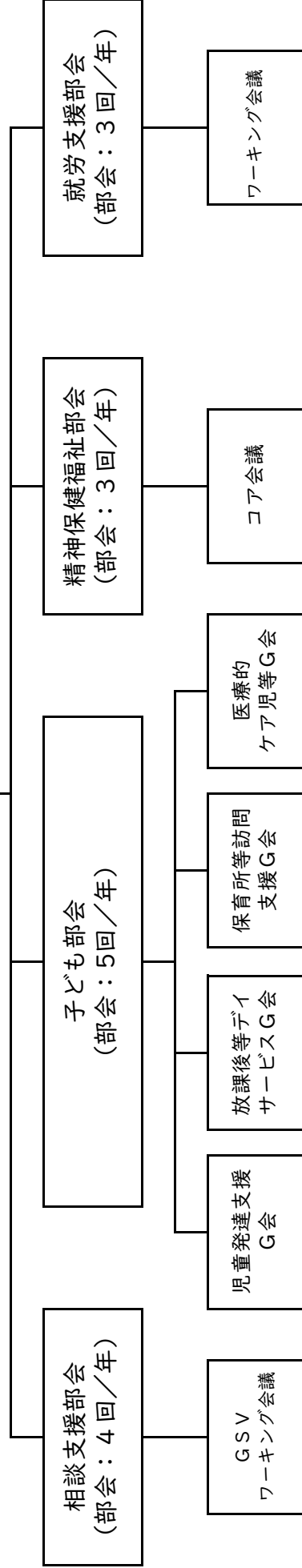
3 今後の予定

3 専門部会合同研修会が延期になったため、研修会で得られた成果をもとに来年度の方向性を考えたい。

令和7年度 始良市地域自立支援協議会（組織図）（案）

始良市地域自立支援協議会（全体会：2回／年）

運営会議（部会長等会：2回／年） 自立支援協議会長、4部会長、事務局（係長、係、センター長）



会議名	主な構成メンバーの所属等	人数
地域自立支援協議会	障害者団体の代表者、民生委員・児童委員の代表者、地域自治組織の代表者、障害者福祉サービス事業所の代表者 地域振興局、社会福祉協議会、大学、特別支援学校、学校教育課、就労事業所、子ども部会長、相談支援部会長 精神保健福祉部会長、就労支援部会長、療育事業所代表、保育協議会	17人
相談支援部会	相談支援専門事業所、社会福祉協議会	15人
子ども部会	療育機関等、保育所、特別支援学校（コーディネーター、保護者）、病院（小児科、発達外来） 県子ども総合療育センター、始良市役所（子どもみらい課、学校教育課）保健所	18人
精神保健福祉部会	病院（精神科、一般）、相談支援事業所、グループホーム、地域振興局保健福祉部（地域保健福祉課） 就労継続支援B型事業所、始良市役所健康保険課（成人保健係）、	17人
就労支援部会	就労継続支援A型・B型事業所、公共職業安定所・障害者就業・生活支援センター	33人

「精神保健福祉部会」の改組（案）について

1 名称及び構成メンバー、活動内容等における検討

- (1) これまでの「精神保健福祉部会」における反省から
- (2) 令和6年度の各部会間の「コラボ」における成果から

2 位置づけ

- (1) 精神障害者にも対応した地域包括ケアシステム協議の場
- (2) 精神障害者及び疑わしい方の地域移行の体制整備
※ 「治療」、「就労」、「生活・くらし」のトータルコーディネート
- (3) 精神障害者及び疑わしい方の家族内トラブル、近隣トラブルのある方の生活支援の体制整備

3 構成メンバー

- ・ 医療機関 ・ 相談支援事業所 ・ 就労支援事業所 ・ 訪問看護事業所
- ・ 共同生活援助（GH）事業所 ・ 社会福祉協議会 ・ 成人保健係 ・ 始良保健所
- ・ その他（保護係、市民相談センター、民生委員、地域包括支援センター、居宅介護サービス事業所、不動産会社 等）

【主に入院している方を対象として】

- ① 精神科病院を退院後、地域移行を目指すに当たり、各事業所等で直面する課題及び対応上の好事例等
- ② 関係機関間での連携上の課題及び成果

【主に就労を目指す方を対象として】

- ① 精神科病院主治医意見の確認方法
- ② 相談支援事業所が直面する課題及び対応上の好事例
- ③ 就労支援事業所が直面する課題及び対応上の好事例

【主に住居を希望する方を対象として】

- ① 共同生活援助（GH）事業所が直面する課題及び対応上の好事例
- ② 不動産会社が直面する課題及び対応上の好事例

【主に居宅介護サービスを希望する方を対象として】

- ① 居宅介護サービス事業所が直面する課題及び対応上の好事例
- ② 訪問看護事業所が直面する課題及び対応上の好事例

【主にひきこもりで関係機関に相談がある方を対象として】

- ① 関係機関のトラブル等の対応において直面する課題及び対応上の好事例
- ② 関係機関間の連携の在り方における課題及び対応上の好事例

【その他支援が必要な方を対象として】

等

4 活動内容

- (1) 「にも包括」に関する学習及び周知方法等
- (2) 事例を通じた対応の在り方の検討
- (3) 関係者のネットワークづくり及び連携の在り方の検討
- (4) その他